

## 情報セキュリティ大学院大学における研究倫理教育規程

(趣旨)

第1条 この規程は情報セキュリティ大学院大学の研究における研究倫理の教育(以下、「研究倫理教育」という)に関わる事項を定める。

(研究者の責務)

第2条 日本学術会議における科学者行動規範(平成25年1月25日「科学者の行動規範—改訂版—」)をもって本学の研究者行動規範とする。研究者は研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正使用を行ってはならない。また、不正の防止に努めなければならない。

公正な研究、研究成果の発表、法令の遵守、不正疑惑への説明責任は研究者の責任とし、以下を義務付ける。

- (1)研究者は別に定めた研究倫理教育推進委員会の倫理教育を受ける事を義務とする
- (2)研究者は活動の正当性証明手段を確保するとともに第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察記録ノートその他研究資料等を論文等成果物の発表後最低でも5年間は適切に保存・管理し必要な場合にはこれを開示しなければならない

(研究倫理教育推進委員会)

第3条 研究倫理教育を推進するために研究倫理教育推進委員会を置く。

第4条 研究倫理教育推進委員会は以下の者を構成員とし本学の研究倫理教育にあたる。

- (1)研究科長 研究倫理教育の統括任者
- (2)事務局長 研究倫理教育の推進責任者
- (3)輪講担当教員
- (4)その他研究倫理教育推進委員会が特に必要と定めた者

(研究倫理教育)

第5条 研究倫理教育推進委員会は本学に所属する研究者に対し研究倫理教育を企画し、受講に漏れが無いよう管理する。

(教材の周知および公開)

研究倫理教育推進委員会は研究倫理教育に利用した教材の周知・公開を積極的に実施する。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、教授会で検討した後、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年9月14日から施行する。